

(船舶職員法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)  
 第三十條 船舶職員法施行規則の一部を改正する省令(昭和五十一年運輸省令第三十三号)の一部を次のように改正する。  
 附則第三項中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。  
 (海上災害防止センターに関する省令の一部改正)  
 第三十一條 海上災害防止センターに関する省令(昭和五十一年運輸省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。  
 第五号様式中「輸送大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。  
 (海上災害防止センターの財務及び会計に関する省令の一部改正)  
 第三十二條 海上災害防止センターの財務及び会計に関する省令(昭和五十二年運輸省令第四号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。  
 (自動車登録規則等の一部を改正する省令の一部改正)  
 第三十三條 自動車登録規則等の一部を改正する省令(昭和五十二年運輸省令第十一号)の一部を次のように改正する。  
 附則第四項中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(海上衝突予防法施行規則の一部改正)  
 第三十四條 海上衝突予防法施行規則(昭和五十二年運輸省令第十九号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「運輸省令」を「国土交通省令」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。  
 (外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律施行規則の一部改正)  
 第三十五條 外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律施行規則(昭和五十二年運輸省令第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。  
 別記様式中「輸送大臣」を「国土交通大臣」に改める。  
 (放射性同位元素等車両運搬規則の一部改正)  
 第三十六條 放射性同位元素等車両運搬規則(昭和五十二年運輸省令第三十三号)の一部を次のように改正する。  
 本則(第二条を除く)中「総理府令」を「外運搬規則」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。

第二条第二項中「総理府令」を「外運搬規則」に改める。  
 第六条第一項中「科学技術庁長官」を「主務大臣(核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和五十二年法律第六十六号)第五十九条の二第一項各号に掲げる使用者等の区分に応じ、当該各号に定める大臣をいう)」に改める。  
 第十八条第三項中「科学技術庁長官」を「文部科学大臣」に改める。  
 (船員となる者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則の一部改正)  
 第三十七條 船員となる者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則(昭和五十二年運輸省令第三十九号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸省令」を「国土交通省令」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。  
 第八号中「地方運輸局等海運支局組織規程(昭和二十六年運輸省令第五十号)別表第三」を「地方運輸局組織規則(平成十三年国土交通省令第二十三号)別表第五」に改め、「地方運輸局の」を削り、「沖縄開発庁設置法(昭和四十七年法律第二十九号)第十条」を「内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十七條第一項」に、「運輸省組織令(昭和五十九年政令第七十五号)第二百一

一条第一項の海事に関する事務」を「国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)第二百一十二條第二項に規定する事務」に改める。  
 (船員の雇用の促進に関する特別措置法第三条第一項の就職促進給付金の臨時特例に関する省令の一部改正)  
 第三十八條 船員の雇用の促進に関する特別措置法第三条第一項の就職促進給付金の臨時特例に関する省令(昭和五十二年運輸省令第四十号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。  
 第四条第三項中「地方運輸局等海運支局組織規程(昭和二十六年運輸省令第五十号)別表第三」を「地方運輸局組織規則(平成十三年国土交通省令第二十三号)別表第五」に改め、「地方運輸局の」を削り、「沖縄開発庁設置法(昭和四十七年法律第二十九号)第十条」を「内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十七條第一項」に、「運輸省組織令(昭和五十九年政令第七十五号)第二百一十二條第二項に規定する事務」を「国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)第二百一十二條第二項に規定する事務」に改める。  
 (自動車登録規則等の一部を改正する省令の一部改正)  
 第三十九條 自動車登録規則等の一部を改正する省令(昭和五十二年運輸省令第八号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。  
 (港湾運送事業報告規則の一部改正)  
 第四十條 港湾運送事業報告規則(昭和五十二年運輸省令第十号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。  
 第三条中「地方運輸局又は海運監理部」を削る。  
 (自動車登録規則等の一部を改正する省令の一部改正)  
 第四十一條 自動車登録規則等の一部を改正する省令(昭和五十二年運輸省令第十九号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。  
 (新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法施行規則の一部改正)  
 第四十二條 新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法施行規則(昭和五十二年運輸省令第二十五号)の一部を次のように改正する。  
 第一号様式中「輸送大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。  
 第二号様式中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。  
 第三号様式中「輸送大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。  
 (造船業基盤整備事業協会法施行規則の一部改正)  
 第四十三條 造船業基盤整備事業協会法施行規則(昭和五十二年運輸省令第五十八号)の一部を次のように改正する。

「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。  
 (核燃料物質等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則の一部改正)  
 第四十四條 核燃料物質等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則(昭和五十三年運輸省令第六十八号)の一部を次のように改正する。  
 第二項中「科学技術庁長官」を「文部科学大臣」に改める。

(核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員)の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部改正)  
 第四十五條 核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員)の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令(昭和五十三年運輸省令第六十九号)の一部を次のように改正する。  
 様式を次のように改める。